

議案第53号

入間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例

条例 別記のとおり

令和6年8月28日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例

入間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。